

「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、本専門調査会で検討すべき事項について

「経済財政改革の基本方針2007」本文(抜粋)	本専門調査会で検討すべき事項	備考
第3章 21世紀型行財政システムの構築		
6. 資産債務改革 ストック面から政府の効率化を促し、資産・債務の両面のリスクを縮小するとともに、資産の売却・有効活用により地域経済の活性化を図り、成長力の強化につなげる。		
【改革のポイント】		
1. 国の資産規模について、平成27年度末に対GDP比の半減を目指し、「工程表」に沿って着実に圧縮する。経済財政諮問会議に置かれた専門調査会がチェック・フォローを行い、改革を具体化する。	・「工程表」の実施状況のチェック・フォロー【金融】【実物】	
2. 独立行政法人、国立大学法人や地方公共団体等について、それぞれ国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進する必要がある。	・国の取組を踏まえた目標の明確化【金融】【実物】	
3. 特別会計改革や公会計改革を資産債務改革と並行して進め、相乗効果を得る。	・必要に応じ、本専門調査会で議論	
【具体的手段】		
(1) 民間の知恵をいかした国の資産規模の圧縮		
国の資産規模の圧縮に当たり、実物資産については、類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化を行う。また、金融資産については、財政融資資金の新規融資の一層の重点化・効率化を進めるとともに、メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化を推進する。	<p>・類型ごとの処分方針の明確化や売却等における民間提案をいかす仕組みについて平成19年内を目途に具体化【実物】</p> <p>・メリットとコストの考え方を整理しつつ民間の知見をいかした証券化の推進【金融】</p>	<p>・「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」等における検討状況を踏まえつつ、行う。</p>

「経済財政改革の基本方針2007」本文(抜粋)	本専門調査会で検討すべき事項	備考
<p>(2)独立行政法人、国立大学法人における資産債務改革の推進</p> <p>独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進する。国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら、同様に改革を推進する。その際、民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分を行う観点から、担当組織の設置を検討する。</p>	<p>・独立行政法人及び国立大学法人における資産債務改革の推進のための担当組織の設置の検討【金融】 【実物】</p>	<p>・「担当組織」のあり方については、様々な可能性が考えられる。</p>
<p>(3)地方の資産債務改革の推進</p> <p>地方公共団体は、地方公社、第三セクターを含む資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確にし、改革を推進するとともに、前出の「地域力再生機構」との連携を含め、民間の知見や人材を活用する方策を検討する必要がある。</p>	<p>・国の取組を踏まえた目標の明確化【金融】 【実物】</p> <p>・「地域力再生機構」との連携を含めた民間の知見や人材を活用する方策の検討【金融】 【実物】</p>	<p>・「地域力再生機構」の検討状況を踏まえつつ検討。</p>
<p>(4)特別会計改革の加速</p> <p>特別会計改革については、「行政改革推進法」及び「特別会計に関する法律」に沿って、特別会計の統廃合、財政健全化への寄与(20兆円程度)等を確実に実行する。特別会計の更なる統廃合に向けた検討や、実質的な歳出(平成19年度予算で11.6兆円)の更なる縮減を中心に改革を加速する。</p>	<p>・必要に応じ、本専門調査会で議論</p>	